

PRINTED 2023.0630

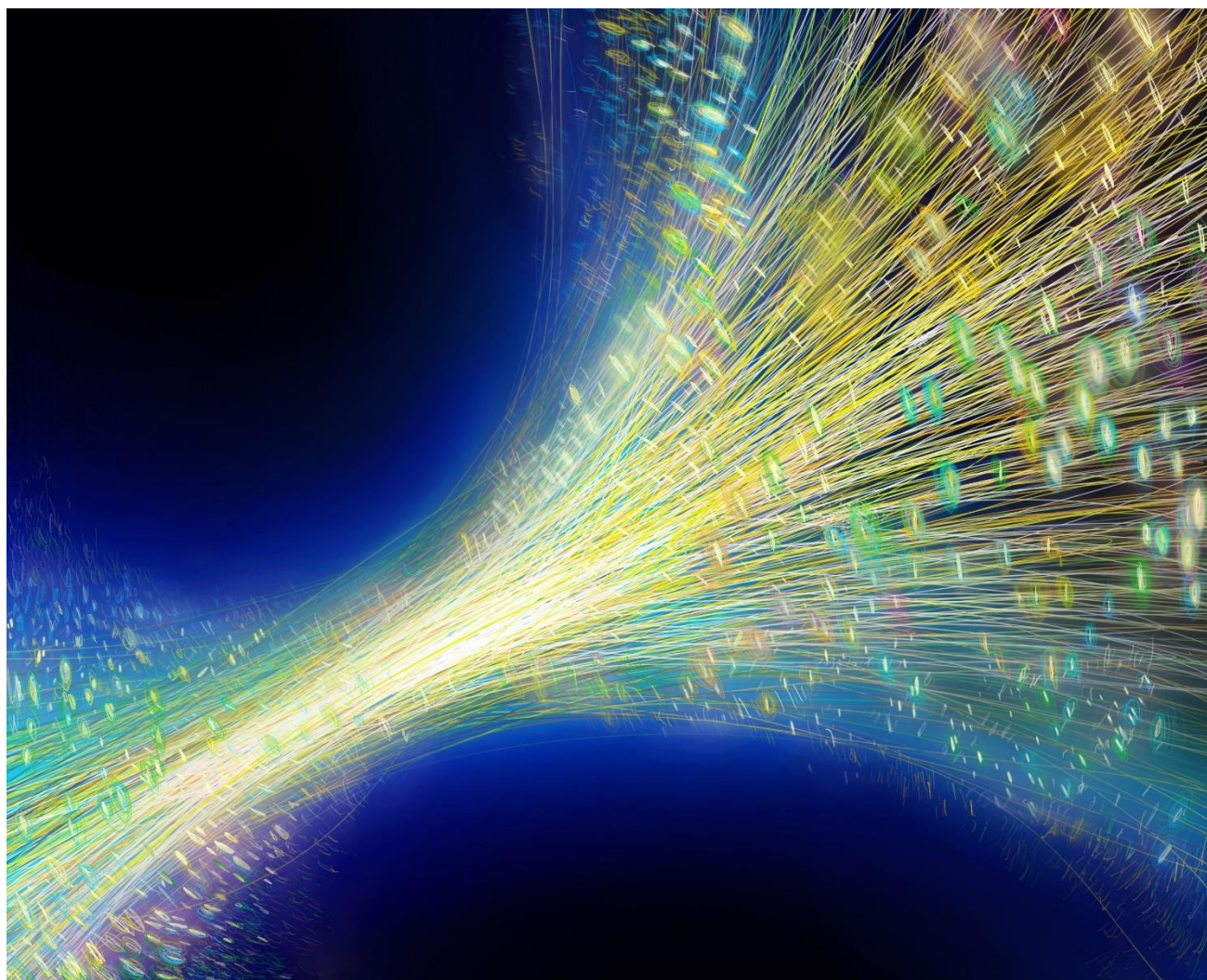
ISSN 2189-4957

PUBLISHED BY ASIAN SOCIETY OF HUMAN SERVICES

# TOTAL REHABILITATION RESEARCH

*June 2023*

11



WA

[TRANSIT POINT]

ASIAN SOCIETY OF HUMAN SERVICES

REVIEW ARTICLE

# 日本における自立及び自律の概念に関する構成要素の検討

—行政資料・研究論文を中心に—

三輪 正太郎<sup>1)</sup> 趙 彩尹<sup>1)</sup> 太田 麻美子<sup>1)\*</sup>

1) 下関市立大学大学院経済学研究科

<Key-words>

自立, 自律, 自己決定, 社会参加, 障害者

\*Corresponding Author: [ohta@eco.shimonoseki-cu.ac.jp](mailto:ohta@eco.shimonoseki-cu.ac.jp) (太田 麻美子)

Total Rehabilitation Research, 2023, 11:46-60. © 2023 Asian Society of Human Services

## I. 背景

現在、日本において人口減少による働き手不足が大きな社会問題となっている。生産年齢人口は1995年の8,716万人をピークに減少しており、2020年には7449万人まで減少している<sup>1)</sup>。つまり、日本は少子高齢化に伴い働き手が不足する一方で、社会保障給付金が増加している危機的な状況に直面している。

このような状況下において、安倍晋三内閣は、2016年に、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指そうとする「1億総活躍社会」を打ち出し、働き手を増やすように動き出した<sup>2)</sup>。その中で、特に注目されているのが、障害者雇用である。労働政策研究・研修機構の統計によると、雇用されている障害者数は2003年から増加傾向にあり、障害者雇用促進法を概ね5年ごとに改正させることで、障害者雇用を促進している<sup>3)</sup>。今後、1億総活躍社会を実現するためには、障害者の雇用を増加させることが必要不可欠であるといえよう。

また、経済的な観点から見ても、障害者雇用を促進させるメリットは大きい。日本の令和4年度予算を見ると、障害福祉サービス関係費（自立支援給付費＋障害児措置費・給付費＋地域生活支援事業費等）に1兆8,478億円かけている現状にあり、13年で約3倍に増加している<sup>4)</sup>。実際、障害者雇用に関して、2021年時点で日本の民間企業に雇用されている障害者の数は597,786人（前年度比19,595人増加）となり、18年連続で過去最高となって

Received

April 29, 2023

Revised

June 19, 2023

Accepted

June 20, 2023

Published

June 30, 2023

© 2023 Asian Society of Human Services Online: 2189-4957 / Print: 2188-1855

This in an Open Access article distributed under the terms of the Creative Commons Attribution NonCommercial-NoDerivs licence (<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>), which permits non-commercial reproduction and distribution of the work, in any medium, provided the original work is not altered or transformed in any way, and that the work properly cited.

いる<sup>5)</sup>。また、障害者の実雇用率も 2.20%となっており、前年より 0.05 ポイント上昇している<sup>5)</sup>。政府の障害者雇用にかける期待は大きいといえる。

その一方で、法定雇用率達成企業の割合自体は 48.3%となっており、全体の半数も満たしていない<sup>5)</sup>。加えて、2018 年時点の平均賃金を比較すると、男性が 337,600 円、女性が 247,000 円、障害のない人が男女合わせて 306,200 円に対して、身体障害者は 215,000 円、知的障害者は 117,000 円、精神障害者は 125,000 円、発達障害者は 127,000 円と低くなっている<sup>6) 7)</sup>。また、同資料により平均勤続年数を比較しても、障害のない人が 12 年 4 か月なのに対し、身体障害者は 10 年 2 か月、知的障害は 7 年 5 か月、精神障害は 3 年 2 か月、発達障害者は 3 年 4 か月と定着しづらい現状があるといえることから、依然として、障害者にとって働き続けることが容易であるとは言えないだろう<sup>6) 7)</sup>。人は誰でも、障害者になる可能性がある。しかしながら、障害があるからと言って働くことが出来ないわけではない。工藤(2008)は、障害者の場合、雇用条件・職場環境調整の遅れ等によって「非労働力」になっていることが多いと指摘している<sup>8)</sup>。つまり、人間なら誰でも抱える機能不全が生産活動の場における障害とならないように社会の環境を整備する、いわゆる「弱者を作らない環境整備」をすることが重要であろう<sup>9)</sup>。この「弱者を作らない環境整備」をするためには、障害のある人の自立や自律を支援することが不可欠である。

広辞苑において、「自立」は「他の援助や支配を受けず、自分の力で判断したり身を立てたりすること。ひとりだち」、「自律」は「自分の行為を主体的に規制すること。外部からの支配や制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること」と定義されている<sup>10)</sup>。しかしながら、分野ごとに定義は微妙な差異を示していることから、「自立」や「自律」は共通の定義を下すことが難しい概念である。このため、「自立」や「自律」の概念を整理し、再定義する必要がある。また、福祉学分野や心理学分野等において概念をまとめた論文はあるものの、障害者の自立及び自律の定義に焦点を当てた研究自体はまだ少ない現状にある。そこで、本稿では、日本における自立と自律の概念に関する構成要素を整理・検討することを目的とする。

## II. 方法

本研究においては、(1)行政機関が発行する法律や資料における定義と(2)研究論文等における定義から自立と自律の定義について整理した。行政機関が発行する文書や法律における定義については、2005 年度以降の厚生労働省及び文部科学省の資料から収集することとした。研究的定義は、障害者自立支援法が制定された 2005 年以降に発行され、J-STAGE と CiNii で「自立 定義」「自律 定義」と検索し抽出された論文のうち、以下の表 1 の資料選定基準を満たした論文をレビューの対象とした。

表 1 研究的定義における資料選定基準

① 2005 年以降に発行された論文であること
② 「自立」や「自律」の用語の定義を記載していること
③ 歩行自立に関するものや人以外を対象とした自立や自律の定義に関する内容は除外すること

### Ⅲ. 結果

#### 1. 行政機関：厚生労働省・文部科学省の法律や資料における「自立」及び「自律」に関する定義

##### 1-1). 自立の定義

厚生労働省及び文部科学省等において、「自立」について定義されていたものは、10件あった。その中には、文部科学省の学習指導要領や厚生労働省の「新しい社会的養育ビジョン」、社会福祉法第3条が含まれていた。

表2 厚生労働省及び文部科学省における自立の定義

文献番号	機関名(教科等)	記載内容
11)	文部科学省 (次代を担う自立した青少年の育成に向けて(答申))	<u>青少年が社会から期待されている役割を果たすために必要とされる意欲</u> を「自立への意欲」と称した 「自立への意欲」とは、進学するために学習したり就職するために準備したりといった具体的事象に対して発揮されるだけでない。そのような学習や準備に至る前の段階において、例えば何事にも興味や関心を抱き探求しようとする心持ちや、興味や関心を持った物事に具体的に組み込んでみようとする気構え、社会の一員としての自覚と責任を持ち、社会のルールやマナーを学び、それを守るとともに、積極的に社会とかわる態度を培うことなども含まれる。
12)	文部科学省 (幼児教育要領)	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の中に「2. 自立心」という項目があり、その項目の説明には以下のように示されている。 <u>身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。</u>
13)	文部科学省 (生活科)	生活科における自立は、 <u>一人一人の児童が幼児期の教育で育まれたことを基礎にしながら、将来の自立に向けてその度合を高めていくこと</u> を指しており、大きく次の3つの自立が示されている。 <b>①学習上の自立</b> 自分にとって興味・関心があり、価値があると感じられる学習活動を自ら進んで行うことができるということであり、自分の思いや考えなどを適切な方法で表現できるということ <b>②生活上の自立</b> 生活上必要な習慣や技能を身に付けて、身近な人々、社会及び自然と適切に関わることができるようになり、自らよりよい生活を創り出していくことができるということ <b>③精神的自立</b> 上述したような自立(①②の自立)へと向かいながら、自分のよさや可能性に気付き、意欲や自信をもつことによって、現在及び将来における自分自身の在り方を求めていくことができるということ。
14)	文部科学省 (特別支援)	特別支援教育の学習指導要領の自立活動編では、自立活動を「個々の実態把握によって導かれる <u>「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」</u> 及び「 <u>障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素</u> 」、いわゆる <u>心身の調和的な発達</u> の基盤に着目して指導するもの」として定義している。
15)	生徒指導提要 (改訂版)	第10章の「不登校」の内容の中で、社会的自立を「 <u>依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくという意味であると捉えること</u> 」と定義している。
16)	社会福祉法 第3条	社会福祉法の第3条には、「 <u>福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。</u> 」と書かれている。
17)	厚生労働省,2017	自立生活のための社会的基盤として、以下の6つが挙げられている。 ①安定的で適切な居住環境、②市民的権利としての社会保障・社会福祉制度への包摂、③生活ニーズを充足できる水準の所得、④就労機会の確保と適切な労働条件、⑤一般的に推奨される諸活動・社会参加の機会、⑥教育機会の確保等である。
18)	全国自立センター協議会	自立とは、「 <u>重度の障害があっても、どのような障害でも、自分の人生のリーダーシップをとること</u> 」と定義している。また、自立生活とは、「 <u>入居施設ではなく地域の中でそれぞれの必要なサポートを受けて、誰とどこで、どんなふうに人生を歩んでいくかを自分で決めること</u> 」と定義している。

1-2). 自律の定義

厚生労働省及び文部科学省等において、「自律」について定義されていたもので、人を対象にしていた文献は、文部科学省 学習指導要領（道徳編）の1件のみであった。

表3 行政機関における自立の定義

文献番号	機関名 (教科等)	記載内容
19)	文部科学省 (道徳)	自分の内部に自ら規律を作ること。

2. 研究論文：J-STAGE 及び CiNii における「自立 定義」、「自律 定義」の定義

2-1). 自立の定義

J-STAGE および CiNii で抽出された論文において、自立や自律の定義が示されているものは、J-STAGE で 21,107 件、CiNii で 504 件がヒットし、資料選定基準にあてはまり、かつ閲覧可能な文献は 49 件であった。その抽出された定義について表でその中には、浜崎ら(2006)における「自立高齢者」の定義の中における自立や田中(2012)の大学生における自立を青年期の心理的発達の観点から観点からとらえている文献等が含まれていた<sup>20,33)</sup>。「自立」の定義は大きく、(1)尹(2007)や大矢ら(2012)などが述べる主に「自力で物事を行うことができる」と捉えた文献、(2)安彦(2017)や高橋ら(2021)などが述べる自己決定や社会的参加という観点から捉えている文献の2つに分けることができた<sup>21,31,43,56)</sup>。高齢者を対象とした研究における「自立」の定義は、浜崎ら(2006)や宮原ら(2008)の研究のように「自力で日常生活における動作ができる」ことに関連した定義が大半であった<sup>20,25)</sup>。一方で、生活保護者を対象とした研究においては、岩永(2009)や遠藤(2020)のように、自己決定や社会的参加に焦点を当てた研究が多かった<sup>26,51)</sup>。障害者を対象とした研究における「自立」の定義については、成人先天性心疾患患者を対象とした落合ら(2012)の研究のような就労状況、年収、障害年金受給状況に焦点を当てた研究がある一方で、筋ジストロフィー患者を対象とした山口(2013)の研究のように意思決定や選択に焦点を当てた研究があった<sup>32,36)</sup>。また、東村(2012)が自立概念の1つとして「関係の中の自立」と述べているように障害者の自立においては「依存」の概念は必要不可欠である<sup>34)</sup>。実際、小児がん患者における自立観を述べた笠井(2019)の研究においても、小児がん患者は「自立をするときも親の協力を得たい」と話していた<sup>49)</sup>。

表 4-1 研究分野における自立の定義

文献番号	対象者	記載内容	共通する定義や概念
20)	高齢者	この研究において対象とした高齢者（自立した高齢者）は、「 <u>地区の公民館まで自力で通うことができる 60 歳以上の高齢者</u> 」であった。	自力で通うことができる
21)	成人未婚者	成人子の自立は、その内容においても <u>経済的自立、情緒的自立、生活的自立など一括することができない複雑な概念であり、それぞれの自立に影響を与える要因も異なる</u> と述べられている。	経済的自立、情緒的自立、生活的自立
22)	農村の 1 人暮らしの高齢者	oper& Shapira による質的帰納的分析方法を参考に、一人暮らし高齢者 16 名を対象に調査を行った結果、 <u>《自分自身の意志と生活の尊厳を保持すること》《自分が生きてきたむらの自然や人とともにあろうとすること》</u> が抽出された	自分自身の意志と生活の尊厳を保持すること、自分が生きてきたむらの自然や人とともにあろうとすること
23)	フリーター	フリーター自立を「 <u>親から経済的に自立して大人になる過程において、個人の一連の過去と一連の未来をつないで人生にひとつのまとまりを生み出し、何らかの個人的および社会的な価値の実現をもたらすような経歴を達成すること</u> 」と定義している。	個人的及び社会的な価値
24)	フィンランドの独居高齢者	・ <u>社会構造から逃れた個人を主体化する力を「自立」と定義した。</u> ・自立と依存は明確に分離することのできる概念ではなく、 <u>両者が錯綜した状態の中で互いの適用領域を定義し合っている。</u> （「フィンランドの高齢者福祉における在宅介護サービスは、一人で暮らす人々の「自立」を支えているが、高齢者達が経験する身体的な危険はホームヘルパー達の介入を正当化し、彼らを施設へと移転させる契機としてシステムの中に組み入れられている一方で、そうした介入の機会は、高齢者達の側から能動的な働きかけを行う契機ともなっている。」ことが事例として挙げられている。）	社会構造から主体化する力
25)	高齢者	老研式指標の下位尺度である「 <u>手段的自立</u> 」の 5 項目（ <u>バス・電車での外出、日用品の買い物、食事の準備、請求書の支払い、預貯金の出し入れ</u> ）ですべて「はい」と答えた者を「自立」とした。	手段的自立
26)	生活保護者	板橋区の自立支援プログラム作成を検討した結果、 <u>自立には経済的自立だけでなく日常生活自立と社会生活自立がある</u> ことが明らかとなった。	経済的自立、日常生活自立、社会生活自立
27)	フリーター	「 <u>キャリア自立</u> 」を「 <u>外的キャリアと内的キャリアの視点からとらえた自立の過程</u> 」と定義した。	外的キャリア
28)	老人クラブ会員	Lawton の体系をもとに東京都老人総合研究所の古谷野ら 7) が開発した自記式の高齢者用生活機能評定尺度を用い、手段的自立 5 項目（バス・電車での外出、日用品の買い物、食事の準備、請求書の支払い、預貯金の出し入れ）において、すべて「はい」と答えた者を自立とした。	生活機能
29)	就労によって生活保護が廃止となった世帯	「 <u>働きによる収入の増加・取得</u> 」により廃止した世帯を、生活保護から自立した世帯と定義した。	「働きによる収入の増加・取得」により廃止した世帯
30)	大学生	自立を青年期の心理的発達の観点から考え、「 <u>自分の感情や考え、行動に関して自ら主体的に管理・決定すること、かつ、それらに関して責任をもつこと</u> 」と定義した。	主体的に管理、決定
31)	高齢者	IADL の手段的自立の項目である「 <u>バスや電車を使って 1 人で外出できますか」「日用品の買い物ができますか」「自分で食事の用意ができますか」「請求書の支払いができますか」「銀行貯金・郵便貯金の出し入れが自分でできますか」</u> に全て「はい」と回答した者を IADL 自立とした。	手段的自立



表 4-2 研究分野における自立の定義

文献番号	対象者	記載内容	共通する定義や概念
32)	身体障害者手帳を有する成人先天性心疾患患者	社会的自立を表す指標として <u>就労状況、年収、障害年金受給状況</u> を尋ねた。	就労状況、年収、障害年金受給状況
33)	大学生	因子分析を行った結果、自立した人物像として、「 <u>自己決定</u> 」「 <u>社会との関係</u> 」「 <u>他者を通じた自己理解</u> 」「 <u>他者との協調</u> 」「 <u>自己管理</u> 」「 <u>感情統制</u> 」の6因子がそれぞれ抽出された。	自己決定、社会との関係、他者を通じた自己理解、他者との協調、自己管理、感情統制
34)	障害者	テーマや領域を超えて、自立の捉え方という観点から整理すると、「 <u>個としての自立</u> 」「 <u>関係の中の自立</u> 」「 <u>脱一自立</u> 」の3つを抽出することができる。 ・「 <u>個としての自立</u> 」：他者の手を借りることなく、自らの力で生きている状態 ・「 <u>関係の中の自立</u> 」：そもそも人は誰もひとりでは生きられないのであり、他者に頼ることは必ずしも自立していないということにはならないということ。 ・「 <u>脱一自立</u> 」：自立という概念そのものに対する批判もなされた。	個としての自立、関係の中の自立、脱一自立
35)	統合失調症患者	・「 <u>社会資源を活用しながら本人らしい生活がその意思によって営めるようになる状態</u> 」と定義した。 ・論文内において、孝霊直哉と同居している男性統合失調症患者が「自立」に向かうプロセスである。	本人らしい生活
36)	進行性筋ジストロフィー患者	「 <u>自ら地域で暮らすことを選択し、その生活について意思決定や選択を行うこと</u> 」と定義した。	自ら地域で暮らすことを選択し、その生活について意思決定や選択を行うこと
37)	60歳以上の自立している男女	研究に参加した対象者全員が、 <u>日常生活動作に低下が認められず、自らの意志で健康診断に参加している</u> ことから、自立高齢者であると判断した。	自らの意志で健康診断に参加している
38)	地域に暮らしている高齢者	<u>利用者も支援者も、双方が共に地域の中で円滑に安定した生活を送ることができる視点からの自立への支援を行うことが</u> 内容として書かれている。	地域の中で円滑に安定した生活を送ることができる
39)	生活困窮者	在り方委員会による「自立」概念は、「利用しやすく自立しやすい制度へ」という方向のもと、「 <u>社会福祉法の基本理念にある『利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの』</u> を意味した。	利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる
40)	高齢者	<u>要介護者を除く高齢者</u> を「自立高齢者」とした。	要介護者を除く高齢者
41)	精神障害者	事業者は通過型グループホームを「 <u>あいだの空間</u> 」と位置づけ、単身生活への移行を障害者の自立とみなす国や行政機関の見解に即してその役割に肯定的であったが、入居者にとっては別の希望の空間へと向かうために重要な物理的・社会的な空間であるといえる。	
42)	高齢者	・経済的自立と身辺自立は、 <u>人のある状態を示しており、その能力や機能、あるいはそれに基づく義務の履行に応じて、自由ないし財の配分が認められるべきだ</u> という規範を含蓄する場合がある。 ・他方、自己決定としての自立においては、そうした条件に関わりなく、 <u>各人の自由が認められてよい</u> という立場が含蓄されている。	各人の自由が認められてよいという立場
43)	子ども	もともと教育における自立は、「 <u>子供を一人前の大人にすること</u> 」を意味していたが、教育の意味を考えると、「 <u>子供に未来決定の自由を与える</u> 」態度が必要である。	子どもに未来決定の自由を与える
44)	高齢者、男性のみ	自立自存は本来、 <u>ひとりで生き抜くことを表す言葉</u> であるが、 <u>ひとりで生活できるだけの技術を持ちつつ、他者とのかわりを持って生活を成り立たせていること</u> に大きな特徴があるといえる。	他者との関わりをもって

表 4-3 研究分野における自立の定義

文献番号	対象者	記載内容	共通する定義や概念
45)	中学生	中学生期に求められる自立とは、 <u>自分の身の回りのことを行うだけではなく、家庭内での役割ということも含まれている。</u>	自分の身の回りのことを行うだけではなく、家庭内での役割
46)	高齢者	「 <u>自立的高齢者</u> 」を「『 <u>要支援 1</u> 』以上の要介護認定を受けていない」「 <u>バスを利用可能</u> 』という2つの条件をクリアする70歳以上の高齢者」と定義した。	『要支援 1』以上の要介護認定を受けていない」「バスを利用可能」
47)	児童養護施設等退所児童	「 <u>経済的自立</u> 」の側面からアプローチをしている理由： ・社会的養護経験者は、保護に至った背景より、自立後も血縁関係のある家族から安定した支援を受けることが難しいケースが少なくないこと ・多くの場合、18歳で就職した後、生活費を就労によって獲得しながら住まいの確保も自力で行っていくことになること ⇒ <u>健康で文化的な生活を維持できる給与の得られる職場へ就職する事、尚且つその職を継続できる事は、社会自立を支える基盤となるものと考えられる。</u>	康で文化的な生活を維持できる給与の得られる職場へ就職する事、尚且つその職を継続できる事は、社会自立を支える基盤となるものと考えられる。
48)	—	家庭科研究における自立概念は、「 <u>相互依存関係を創り出すこと</u> 」を自立の本質的な要件と理解した上で、「 <u>他人の力を借りる必要があることを自覚して求められるとともに、他人の要求を受け止め力を貸せる</u> 」資質を形成することの必要性が明らかとなった。	
49)	小児がん経験者	・小児がん経験者としての〈自立〉 自分にとっての「自立」を達成する手段を模索した結果、小児がん患者は「 <u>自立をするときも親の協力を得たい</u> 」と話した。	立をするときも親の協力を得たい
50)	子ども	子どもの自立の状態には <u>他人・制度の依存</u> も含んでいる。	他人・制度の依存
51)	生活困窮者	就労による経済的自立に限らず、 <u>参加者の社会関係の構築や社会参加、地域の活性化といった効果に着目する研究がある。</u>	参加者の社会関係の構築、社会参加、地域の活性化
51)	生活困窮者	「自立」を「 <u>日常生活自立</u> 」や「 <u>社会生活自立</u> 」を含むより <u>広義な概念として捉えて承認や参加の観点から捉えている。</u>	「日常生活自立」や「社会生活自立」
52)	生活困窮者	生活保護の3つの自立（ <u>日常生活自立、社会生活自立、就労による経済的自立</u> ）と障害額の自立例（ <u>身辺自立、自立生活、社会的自立、職業的自立、職業経済自立、経済的自立</u> ）の間にずれや隙間が生じる。	
53)	—	「日常生活自立」と「社会生活自立」は「 <u>経済自立</u> 」の達成見込みや稼働能力の有無に関係なく、全被保護者が達成しうる「自立」である。	「日常生活自立」「社会生活自立」「経済自立」
54)	児童養護施設利用者	児童養護施設の指導員は、[自分の境遇や現状との対峙]を目的にライフストーリーワーク (LSW) を実施しており、LSWに加えて、日々の施設生活下で「 <u>国の援助があつて生活できていることを伝える</u> 」等、 <u>自律性の促しを行うことが利用者の心理的自立に重要となる</u> ことが示唆。	自律性の促しを行うこと
55)	フォロー四徴症修復術後患者	この研究においては、社会的自立を就労しているかどうかでとらえている。	就労しているかどうか
56)	不登校傾向の子ども	条約、法律、社会福祉法などにあるように、 <u>社会や地域においてその人らしく自立して生活する</u> ということ。	社会や地域においてその人らしく生活する
57)	障害者	<u>価値ある他者と共に地域での生活を総合的に支援するより質の高いサービスを要求でき、充実したサービスを受用することができる力量を形成するプロセス</u> が自立であるととらえている。	充実したサービスを享受することができる
58)	高齢者	対象者を「自立した高齢者」としており、その定義は「 <u>要介護認定を受けておらず、かつ日常生活動作が自立している65歳以上の高齢者</u> 」とした。	要介護認定を受けていない



## 2-2). 自律の定義

J-STAGE および CiNii で抽出された論文において、自律の定義が示されているものは、J-STAGE で 22,546 件、CiNii で 374 件ヒットし、資料選定基準を満たし、閲覧可能な文献は 18 件であった。自律の定義においては、まず対象者について学習者と難病患者に大きく分けることができた。学習者における「自律」は、学習者を対象とした廣森(2013)の文献や英語学習者を対象とした前田(2015)の文献で、「自分自身の学習を管理する(コントロールすること)」という定義が共通していた<sup>68,70)</sup>。また、難病患者における「自律」は、中島(2005)や蓮尾(2010)のように、カントの道徳形而上学における哲学概念を取り上げて述べられており、自己決定に焦点をあてていた<sup>59,64)</sup>。

表 5-1 研究分野における自律の定義

文献番号	対象者	記載内容	共通する定義や概念
59)	ASL の難病患者	自律はカントが道徳形而上学で述べた哲学概念であり、 <u>他律の反対概念である</u> としている。 (例) 自分の財産を増やすため、社会的地位を高めるため、みなの前で恥をかかないため、欲求をみたすために行うことは意志の他律といわれる一方で、財産、地位、名誉を得る目的で行わないことが意志の自律とよばれる。	
60)	—	自律を「 <u>他者からの支配を受けないこと、自身の意思で行うこと</u> 」と定義した	自分の意思で行うこと
61)	認知症患者	(ドゥオーキンの事前指示尊重論を取り上げ)「自律の権利」とは、 <u>自らの生について誰からも支配されず自分で決定する権利</u> と定義される。	自分で決定される権利
62)	難病患者	生命倫理学の学説や司法判断の立論においては、一定の条件付きながら、死に関する〈尊厳〉の評価を、個々の〈自己決定〉という限定された意味での〈自律〉に委ねてきた(=〈自律=自己決定〉論)	自己決定
63)	—	先行研究から自律の概念を整理した結果、以下の内的条件と外的条件があることが明らかになった。 ・内的条件:「行為主体性」「選好形成」「合理性」「表出」(=能力としての自律) ・外的条件:「環境」	「行為主体性」「選好形成」「合理性」「表出」(=能力としての自律)
64)	癌終末期の患者	自律存在である人間の存在と意味は、「 <u>人間として自由に自己決定できる基本的な人権にかかわる概念</u> 」であるとしている。	人間として自由に自己決定できる基本的な人権にかかわる概念
65)	終末期のがん患者	自律存在である人間とは、自分のことは自分でい、自分自身をコントロールすることによって「 <u>自立し、“生産的”であることに人間として最も重要な価値をおく</u> 」人間の在り方をさす。	“自立”し、“生産的”であることに人間として最も重要な価値をおく
66)	—	(ギリガンの議論の中では)「 <u>自己による判断・決定</u> 」と定義されている。	自己による判断・決定
67)	児童虐待(親・子ども)	・自律を「 <u>当事者(親・子)の意思決定</u> 」とし、これに「 <u>第三者によるその意思決定行為の擁護・支援</u> 」を加えた用語として使用する。(意思決定能力の補完を意図する「援助付き自律」の概念も含める) ・児童虐待対応は、親と子、介入と自律という 2 組の対概念から構成されていると分かる	当事者(親・子)の意思決定,第三者によるその意思決定行為の擁護・支援
68)	学習者	(先行研究から「自律」や「自律学習」の意味を捉え直した結果)学習者の自律とは、 <u>さまざまな状況・場面において、学習者が自らの学習動機、学習方略、学習内容をコントロールできる能力</u> に他ならないと結論付けた。	さまざまな状況・場面において、学習者が自らの学習動機、学習方略、学習内容をコントロールできる能力

表 5-2 研究分野における自律の定義

文献番号	対象者	記載内容	共通する定義や概念
69)	—	自律的意思決定とは、「 <u>一貫した価値や高次の反省能力を必ずしも前提とせず、感情的な複合的態度である関心など自身にとって重要なものを基礎</u> 」とするものとされた。	一貫した価値や高次の反省能力を必ずしも前提とせず、感情的な複合的態度である関心など自身にとって重要なものを基礎
70)	英語学習者 (中高生)	第二言語習得研究の分野において最も引用されている自律性の定義は Holec (1981) の「 <u>自分自身の学習を管理する能力</u> 」である。	自分自身の学習を管理
71)	看護職	看護職の自律性概念を文献を用いて分析した結果、「主として米国で発展してきた看護師の自律性概念は、「職業的独立」から「専門職としての意思決定」およびそれに影響する「看護師に与えられる権限」へと移行し、ひとつの側面 clinical autonomy の概念が先鋭化され、その後 Kramer らによってより明確にされた「 <u>患者に最善なることに関心を寄せて行為すること、そして看護実践領域においては独自の臨床的判断を行い、重複して看護実践が行われる領域では相互依存的に意思決定すること</u> 」という定義がおおむねの合意を得ているということができると結論付けた。	患者に最善なることに関心を寄せて行為すること、そして看護実践領域においては独自の臨床的判断を行い、重複して看護実践が行われる領域では相互依存的に意思決定すること
72)	—	「自律概念を否定しているのではなく、むしろ、自律を <u>関係性のなかで実現されたり、掘り崩されたりする</u> 、「創造的な相互行為のための潜在能力 the capacity for creative interaction」の一部として再構成しようとする」というネデルスキの理論を用いて論じている。	関係性のなかで実現されたり、掘り崩されたりする
73)	—	「自律」は、伝統的な近現代哲学では、カントのいう「 <u>道徳的自律</u> 」が代表的とされるが、それと、特に英語圏で自己決定とも言換えられる「 <u>個人的自律 (personal autonomy)</u> 」は、哲学的倫理的意味合いが異なっている。 ・道徳的自律 (カントの自律概念) : みずから理性で定めた普遍的道徳に従うこと ・個人的自律 : 個々の具体的な行為に関して自らの決定が行使されること	自らの決定で行使される
74)	両親 ; 遺伝子・ゲノム	論文内においては、「 <u>両親の自由な自己決定</u> 」を「自律」と定義している。	自由な自己決定
75)	—	「 <u>関係的自律 (relational autonomy)</u> 」を「 <u>フェミニズムや共同体主義の観点から新たに提起された自律概念</u> 」と定義し、この概念においては、「 <u>反省的に選択する合理的な判断能力を含む自律性 (autonomy)</u> 」は、個人に予め内蔵されたものとは見なされず、外部との関係において高められたり (enhance)、促されたり (promote)、助成されたり (foster)、達せられたり (attain) するもの (圓増 2014:104)、つまり「 <u>〈他者性〉を含み込んだ自律性</u> 」(深田 2006) と見なされる」としている。	フェミニズムや共同体主義の観点から新たに提起された自律概念
76)	—	「 <u>関係的自律の議論は、バイオエシックスなどの議論で用いられてきた個人的自律の理想に対する批判と、社会的文脈に組み込まれた人間の行為の理解のし方をめぐって展開され、その議論は、現在、多様で複雑なものになっている</u> 」とされた。	

## IV. 考察

本論文では、「自立」と「自律」の定義をレビューすることで、障害者の自立と自律における要素を抽出することを目的とした。本考察では、行政機関からの法律や文書の定義から障害者における自立と自律について考察する。

### 1. 共通要素の抽出からみられる自立と自律

共通する要素から抽出された「自立」の定義については、(1)尹(2007)や刈谷(2020)などが述べる主に「自力で物事を行うことができる」と捉えた文献、(2)安彦(2017)や高橋ら(2021)などが述べる自己決定や社会的参加という観点から捉えている文献の2つに分けることができた<sup>21,31,43,56</sup>。高齢者を対象とした研究における「自立」の定義は、浜崎ら(2006)や宮原ら(2008)の研究のように「自力で日常生活における動作ができる」ことに関連した定義が大半であった<sup>20,25</sup>。一方で、生活保護者を対象とした研究においては、岩永(2009)や遠藤(2020)のように、自己決定や社会的参加に焦点を当てた研究が多かった<sup>26,51</sup>。また、「自律」の定義については、学習者における「自律」と難病患者における「自律」に分けることができた。学習者を対象とした「自律」の定義については、廣森(2013)の文献や英語学習者を対象とした前田(2015)の文献で、「自分自身の学習を管理する(コントロールすること)」という定義が共通していた<sup>68,70</sup>。また、難病患者における「自律」については、中島(2005)や蓮尾(2010)のように、カントの道徳形而上学における哲学概念を取り上げて述べられており、自己決定に焦点をあてていた<sup>59,64</sup>。

### 2. 障害者における自立と自律の構成要素

障害者における自立においては、自己決定や自己選択の要素が重要な要素であると考えられる。この自己決定の概念は、「依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくという意味であると捉えること」と定義している「社会的自立」の概念とも共通していた。牧園ら(2009)は、伝統的な「自立」概念を「保護への依存からの脱却」すなわち「保護を受けなくて済むようになること」というニュアンスをもって受けとめられる概念であったが、障害者の自立生活運動後の新しい「自立」概念は「自己決定権の行使」を自立ととらえることができるようになったと述べている<sup>77</sup>。これらのことから、「自己決定権の行使」における自立(=社会的自立)は近年に出てきた新しい概念であると言え、「自立」の概念を述べて上で重要な要素であるといえる。

障害者における自律においては、自己決定の要素が重要な要素であると考えられる。自律の定義をしている論文は、障害者や高齢者における「自律」の定義をしている論文の他に、中島(2005)や宮坂(2008)のように、難病患者を対象にしている研究がみられた<sup>59,62</sup>。また、石川(2009)は、「自己決定する自立」を、自律を同義として用いていた<sup>63</sup>。これらのことから、「自律」の概念は、「自立」の概念の中で自己決定の要素を抽出したものであるといえる。

今後の課題として、障害者における自立に対する自己実現の要素が少ない現状にあることがある。実際、学習指導要領の自立活動を「自立活動を「個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着

目して指導するもの」と定義している一方で、生徒指導提要(2022)における社会的自立においては、「依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくという意味であると捉えること」と定義されている。学習指導要領内において、「個別の教育的ニーズのある子どもに対し、自立と社会参加を見据え」のように社会的自立の概念は含まれているものの、目標等においては明確にされていない。研究においても、障害者を対象にした研究で「自己決定」を概念として明示した研究はなかった。このことから、障害者にも「自己決定」出来る力の育成に繋がる教育カリキュラムを編成することが必要である。

## 文献

- 1) 総務省統計局 (2019) 統計トピックス No.119 統計が語る平成のあゆみ  
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi119.html> (最終閲覧日：2023.06.17)
- 2) 首相官邸ホームページ (2015) 一億総活躍社会の実現  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/index.html>  
(最終閲覧日：2023.06.17)
- 3) 労働政策研究・研究機構. 早わかり グラフでみる長期労働統計  
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/index.html>  
(最終閲覧日：2023.06.17)
- 4) 厚生労働省. 令和4年度 障害保健福祉部予算案の概要  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000874377.pdf>  
(最終閲覧日：2023.06.17)
- 5) 厚生労働省 (2022) 令和4年 障害者雇用状況の集計結果  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_29949.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29949.html)  
(最終閲覧日：2023.06.17)
- 6) 厚生労働省 (2018) 平成30年賃金構造基本統計調査の概況  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2018/index.html>  
(最終閲覧日：2023.06.17)
- 7) 厚生労働省 (2018) 平成30年度障害者雇用実態調査結果  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05390.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05390.html)  
(最終閲覧日：2023.06.17)
- 8) 工藤正. 障害者雇用の現状と課題. 日本労働研究雑誌, 2008, 578, 4-16.
- 9) 中島隆信. 新版 障害者の経済学. 2018, 東洋経済新報社.
- 10) 岩波書店. 広辞苑第6版. 2008.
- 11) 文部科学省 (2007) 次代を担う自立した青少年の育成に向けて (答申)
- 12) 文部科学省 (2018) 幼児教育要領解説
- 13) 文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説・生活編
- 14) 文部科学省 (2017) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編 (幼稚園・小学部・中学部)
- 15) 文部科学省 (2022) 生徒指導提要(改訂版)
- 16) e-gov. 社会福祉法  
[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000045\\_20230401\\_504AC0000000076](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC0000000045_20230401_504AC0000000076)  
(最終閲覧日：2023.06.17)
- 17) 厚生労働省 (2017) 新しい社会的養育ビジョン  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf> (最終閲覧日：2023.06.17)
- 18) 全国自立センター協議会. <http://www.j-il.jp/about-rinen> (最終閲覧日：2023.06.17)
- 19) 文部科学省 (2017) 【特別の教科 道徳編】 中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説

- 20) 浜崎満治・高椋清・森勇・内尾文俊・村岡弘隆・大河内二郎. 自立高齢者における転倒予測スケール作成の試み. 理学療法学, 2006, 33(3), 89-96.  
DOI: 10.15063/rigaku.KJ00004335161
- 21) 尹珍喜. 成人未婚者の自立に影響を与える要因分析. 家族社会学研究, 2007, 19(1), 7-17. DOI: 10.4234/jjoffamilysociology.19.7
- 22) 田高悦子・金川克子・古川照美. 農村部の一人暮らし高齢者における自立の意味に関する記述的研究. 日本地域看護学会誌, 2007, 10(1), 78-84. DOI: 10.20746/jachn.10.1\_78
- 23) 下村英雄・白井利明・川崎友嗣・若松養亮・安達智子. フリーターのキャリア自立: 時間的展望の視点によるキャリア発達理論の再構築に向けて. 青年心理学研究, 2008, 19, 1-19.
- 24) 高橋絵里香. 自立のストラテジー: フィンランドの独居高齢者と在宅介護システムにみる個人・社会・福祉. 文化人類学, 2008, 73(2), 133-154.  
DOI: 10.14890/jicanth.73.2\_133
- 25) 宮原洋八・小田利勝. 地域高齢者の自立とライフスタイルとの関連. 理学療法科学, 2008, 23(1), 85-89. DOI: 10.14900/cjpt.2008.0.E3P3211.0
- 26) 岩永理恵. 生活保護制度における自立概念に関する一考察: 自立支援および自立支援プログラムに関する論議を通して. 社会福祉学, 2009, 49(4), 40-51.  
DOI: 10.24469/jssw.49.4\_40
- 27) 川崎友嗣・若松養亮・安達智子・白井利明・下村英雄. キャリア形成支援によるフリーターのキャリア自立: 支援者へのヒアリングに基づくキャリア自立プロセス・モデル構築の試み. キャリア教育研究, 2010, 28(2), 47-56. DOI: 10.20757/jssce.28.2\_47
- 28) 宮原洋八・西三津代・萩裕美子. 地域在住高齢者の自立と運動機能, 日常生活活動, 社会的属性との関連. 理学療法科学, 2010, 25(2), 217-222. DOI: 10.1589/rika.25.217
- 29) 桜井啓太・中村又一. ワーキングプア化する生活保護「自立」世帯:P 市生活保護廃止世帯の分析. 社会福祉学, 2011, 52(1), 70-82. DOI: 10.24469/jssw.52.1\_70
- 30) 山田裕子. 大学生の心理的自立の要因ならびに適応との関連. 青年心理学研究, 2011, 23(1), 1-18. DOI: 10.20688/jsyap.23.1\_1
- 31) 大矢敏久・内山靖・島田裕之・牧迫飛雄馬・土井剛彦・吉田大輔・上村一貴・鈴木隆雄. 手段的日常生活活動の自立した地域在住高齢者における転倒恐怖感に関連する要因の検討. 日本老年医学会雑誌, 2012, 49(4), 457-462. DOI: 10.3143/geriatrics.49.457
- 32) 落合亮太・池田幸恭・賀藤均・白石公. 身体障害者手帳を有する成人先天性心疾患患者の社会的自立と心理的側面の関連. 日本小児循環器学会雑誌, 2012, 28(5), 258-265.  
DOI: 10.9794/jspccs.28.258
- 33) 田中輝美. 大学生の認知する親の自立促進的態度と心理的自立の関連について. カウンセリング研究, 2012, 45(4), 218-228. DOI: 10.11544/cou.45.4\_218
- 34) 東村知子. 母親が語る障害のある人々の就労と自立語りの形式とずれの分析. 質的心理学研究, 2012, 11(1), 136-155. DOI: 10.24525/jaqp.11.1\_136
- 35) 石飛マリコ・越田美穂子・尾形由起子. 高齢な親と同居している男性統合失調症患者が「自立」に向かうプロセス. 日本看護研究学会雑誌, 2013, 36(5), 13-24.  
DOI: 10.15065/jjsnr.20130917002
- 36) 山口未久. 地域に住む青年期進行性筋ジストロフィー患者の自立プロセスの記述的理解. 日本看護科学会誌, 2013, 33(2), 62-69. DOI: 10.5630/jans.33.2\_62
- 37) 小山達也・由田克士・荒井裕介・中村幸志・櫻井勝・西条旨子ら. 自立高齢者における主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数と栄養素等摂取量の関係. 日本栄養・食糧学会誌, 2014, 67(6), 299-305. DOI: 10.4327/jsnfs.67.299
- 38) 福谷理恵・遠藤マツエ. 障害者が地域で暮らせる自立と支援. 家政学原論研究, 2014, 48, 13-20. DOI: 10.20596/jphe.48.0\_13
- 39) 大友芳恵. 生活困窮者支援において「釧路モデル」が目指したもの—中間的就労が生活困窮者に及ぼした変化について—. 社会政策, 2016, 8(2), 126-134.  
DOI: 10.24533/spls.8.2\_126

- 40) 榎本妙子・山田陽介・山田実・中谷友樹・三宅基子・渡邊裕也ら. 地域在住自立高齢者における転倒リスクの関連要因とその性差 亀岡スタディ. 日本公衆衛生雑誌, 2015, 62(8), 390-401. DOI: 10.11236/jph.62.8\_390
- 41) 三浦尚子. 精神障害者の地域ケアにおける通過型グループホームの役割—「ケア空間」の形成に注目して—. 人文地理, 2016, 68(1), 1-21. DOI: 10.4200/jhg.68.1\_1
- 42) 高尾将幸. 「健康」語りの系譜からみた公共性とその現在. スポーツ社会学研究, 2017, 25(2), 39-54. DOI: 10.5987/jjsss.25-02-06
- 43) 安彦忠彦. これからの家庭科教育に期待すること—子どもの自立に焦点化して—. 日本家庭科教育学会誌, 2017, 60(3), 103-112. DOI: 10.11549/jjahee.60.3\_103
- 44) 佐々井飛矢文. 自立自存的な生き方の探求—京都府北部の高齢男性を例として—. 日本家政学会誌, 2017, 68(1), 1-12. DOI: 10.11428/jhej.68.1
- 45) 花形美緒. 中学生期における「生活の自立」と「家庭科肯定感」と「家庭科将来有用感」に着目して—. 日本家庭科教育学会誌, 2017, 59(4), 206-217. DOI: 10.11549/jjahee.59.4\_206
- 46) 小柳達也. 高齢者のプロダクティブ・アクティビティとその関連要因: 自立的な高齢者の自己効力感に着目した調査・研究. 日本保健福祉学会誌, 2018, 24(2), 3-15. DOI: 10.20681/hwelfare.24.2\_3
- 47) 宮地菜穂子. 児童養護施設等退所児童の社会自立に関連する要因—児童養護施設等における自立支援のための施設退所者実態調査結果より—. 子ども家庭福祉学, 2018, 18, 54-67. DOI: 10.57489/jsfw.18.0\_54
- 48) 土岐圭佑. 家庭科研究における自立概念の変遷と課題. 日本家政学会誌, 2018, 69(4), 243-255. DOI: 10.11428/jhej.69.243
- 49) 笠井敬太. 小児がん経験者の自立観—親子関係の再構築を目指して—. フォーラム現代社会学, 2019, 18, 60-73. DOI: 10.20791/ksr.18.0\_60
- 50) 上坂美紀・中森千佳子. 子どもの主観的 well-being における「生活評価」指標の枠組みと指標の提案. 日本家政学会誌, 2020, 71(10), 631-647. DOI: 10.11428/jhej.71.631
- 51) 遠藤知子. 生活困窮者自立支援制度の展開にみる象徴としての社会福祉政策——高齢者の位置付けの変化に着目して——. 社会政策, 2020, 11(3), 126-138. DOI: 10.24533/spls.11.3\_126
- 52) 狩谷尚志. 日本の生活保護制度における「自立」言説の再検討——1940~1950年代の「社会保障制度審議会」を構成したアクターの言説を中心とする——. 社会福祉学, 2020, 61(3), 14-27. DOI: 10.24469/jssw.61.3\_14
- 53) 館林瑛司. コロナ禍により求められる生活保護制度での【日常生活自立】と【社会生活自立】及びその支援過程への評価. 地方自治ふくおか, 2021, 72, 52. DOI: 10.32232/chihoujichifukuoka.72.0\_52
- 54) 平林工志・岡田昌毅. 児童養護施設利用者の心理的自立に至るプロセスと指導員による支援の関連性についての探索的研究. キャリア・カウンセリング研究, 2021, 23(1), 1-14. DOI: 10.34512/careercounseling.23.1\_1
- 55) 新原亮史・澤渡浩之・山崎啓子・姜旻廷・坂本一郎・山村健一郎ら. ファロー四徴症修復術後患者の社会的自立状況と生活習慣の検討. 日本小児循環器学会雑誌, 2022, 38(2), 128-139. DOI: 10.9794/jspccs.38.128
- 56) 高橋順一・千賀則史・山脇望美. 不登校傾向の子どもにおける特性と社会生活の自立の関連. 子ども家庭福祉学, 2021, 21, 37-50. DOI: 10.57489/jsfw.21.0\_37
- 57) 小賀久. 障がい福祉領域における自立概念の試論的定義 1. 北九州市立大学文学部紀要, 人間関係学科, 2022, 29, 31-47.
- 58) 谷口圭佑・坂本晴美・巻直樹・呉世昶・久保田智洋・五味朝樹. 地域在住自立高齢者における口腔機能と健康関連 QOL との関連. 国際エクササイズサイエンス学会誌, 2022, 5(2), 7-13. DOI: 10.51039/ises.5.2\_7
- 59) 中島孝. ALS の QOL 向上のための緩和ケアに向けて. 医療, 2005, 59(7), 370-375. DOI: 10.11261/iryo1946.59.370



- 60) 石川時子. パターナリズムの概念とその正当化基準: 『自律を尊重するパターナリズム』に着目して. 社会福祉学, 2007, 48(1), 5-16. DOI: 10.24469/jssw.48.1\_5
- 61) 日笠晴香. 一つの人生か別の人格か: 事前指示の有効性をめぐって. 医学哲学 医学倫理, 2007, 25, 41-50. DOI: 10.24504/itetsu.25.0\_41
- 62) 宮坂道夫. 難病患者と「尊厳死問題」: 死についての, 自己による事前判断の倫理的妥当性への疑問 (老いること, 衰えること, 死を迎えること). 医学哲学 医学倫理, 25, 2007, 137-141. DOI: 10.24504/itetsu.25.0\_137
- 63) 石川時子. 能力としての自律: 社会福祉における自律概念とその尊重の再検討. 社会福祉学, 2009, 50(2), 5-17. DOI: 10.24469/jssw.50.2\_5
- 64) 蓮尾英明・石原辰彦・木村秀幸・福永幹彦. 癌終末期の自律存在に伴うストレスへの援助. ストレス科学研究, 2010, 25, 66-70. DOI: 10.5058/stresskagakukenkkyu.25.66
- 65) 村田久行. 終末期がん患者のスピリチュアルペインとそのケア. 日本ペインクリニック学会誌, 2011, 18(1), 1-8. DOI: 10.11321/jjpsc.10-0009
- 66) 関根宏朗・尾崎博美・小山裕樹・櫻井歎・宮寺晃夫・下司晶. 教育学的「自律」概念の再検討 (コロキウム 3). 近代教育フォーラム, 2012, 21, 209-221. DOI: 10.20552/hets.21.0\_209
- 67) 根岸弓. 児童虐待対応制度の基本構造とその意味: 親と子の主体化を基準とする分析モデルの提唱. 社会福祉学, 2013, 54(2), 32-43. DOI: 10.24469/jssw.54.2\_32
- 68) 廣森友人. 自律学習の処方箋: 自律した学習者を育てる視点 (特別寄稿). 中部地区英語教育学会紀要, 2013, 42, 289-296.
- 69) 日笠晴香. 意思決定における自律尊重の考察 - 価値の一貫性と変化の観点から -. 生命倫理, 2015, 25(1), 96-103.
- 70) 前田哲宏. 英語学習における中高生の自律性と学習成果の関係: 情意的, メタ認知的, 社会的側面からの分析 (理論研究・実証研究, 第 44 回中部地区英語教育学会山梨大会). 中部地区英語教育学会紀要, 2015, 44, 73-80. DOI: 10.20713/celes.44.0\_73
- 71) 古地順子. 看護職の自律性概念の探求: 第一報: 英語の文献から. 日本看護倫理学会誌, 2015, 7(1), 26-35. DOI: 10.32275/jjne.7.1\_26
- 72) 岡野八代. 関係性アプローチと法理論-ジェンダー平等と暴力の観点から-. 法社会学, 2016, 82, 22-39. DOI: 10.11387/jsl.2016.82\_22
- 73) 石田安実. 「自律」の新たな「弱い実質的説明」 - 「正常さ」概念の検討を通して. 医学哲学 医学倫理, 2019, 37, 1-13. DOI: 10.24504/itetsu.37.0\_1
- 74) 鶴澤和彦. リベラル優生学のパラドックス——ゲノム編集における遺伝的多様性をめぐって——. 北里大学一般教育紀要, 2020, 25, 35-56. DOI: 10.20700/kitasatoclas.25.0\_35
- 75) 堀内進之介. 道徳的エンハンスメントによる共助的な社会関係の底上げの可能性 テクノ進歩派の理論的根拠に関する検討. 年報 科学・技術・社会, 2020, 1-49. DOI: 10.32189/jjsts.29.0\_31
- 76) 田淵綾. 医療・ケアにおける自律の尊重の再考-関係的自律の検討を通して. 生命倫理, 2021, 31(1), 55-63.
- 77) 牧園清子. 福祉政策における「自立」概念の研究. 松山大学論集, 2009, 21(1), 211-236.

REVIEW ARTICLE

# Examination of the Constituent Elements of the Concept of Autonomy and Independence for Persons with Disabilities in Japan

-Focusing on Japanese Papers and Materials from Government Agencies-

Shotaro MIWA <sup>1)</sup> Chaeyoon CHO <sup>1)</sup> Mamiko OTA <sup>1)\*</sup>

1) Graduate School of Economics, Shimonoseki City University

## ABSTRACT

In order to realize a society in which all 100 million people are dynamically engaged, it is necessary to prepare an environment in which the weak do not work.

Despite the importance of supporting the “autonomy” and “independence” of persons with disabilities, no research has been conducted to clarify the definitions of “autonomy” and “independence” in Japan. As a result, there can be confusion in the use of language. Therefore, it is necessary to clarify the difference between the definitions of “autonomous” and “independence”. This study aimed to clarify the elements of independence and autonomy for persons with disabilities, focusing on Japanese papers and materials from government agencies.

As a result of searching for materials from government agencies in Japan, 10 definitions of independence and 1 definition of autonomous were extracted. And searching for papers, 49 definitions of independence and 18 definitions of autonomous were extracted.

In conclusion, it became clear that self-determination and social participation are important factors for the autonomy and independence of people with disabilities.

< Key-words >

independence, autonomous, self-determination, disabilities, social independence,

\*Corresponding Author: [ohta@eco.shimonoseki-cu.ac.jp](mailto:ohta@eco.shimonoseki-cu.ac.jp) (Mamiko OTA)

Total Rehabilitation Research, 2023, 11:46-60. © 2023 Asian Society of Human Services

Received  
April 29, 2023

Revised  
June 19, 2023

Accepted  
June 20, 2023

Published  
June 30, 2023



# TOTAL REHABILITATION RESEARCH

## EDITORIAL BOARD

### EDITOR-IN-CHIEF

Masahiro KOHZUKI Yamagata Prefectural University of Health Sciences (Japan)

### EXECUTIVE EDITORS

Changwan HAN Shimonoseki City University (Japan)

Aiko KOHARA

Shimonoseki City University (Japan)

Daisuke ITO

Tohoku Medical Megabank Organization (Japan)

Eonji KIM

Miyagigakuin Women's University (Japan)

Giyong YANG

Pukyong National University (Korea)

Haejin KWON

University of the Ryukyus (Japan)

Hitomi KATAOKA

Yamagata University (Japan)

Jin KIM

Choonhae College of Health Sciences (Korea)

Kyoko TAGAMI

Aichi Prefectural University (Japan)

Makoto NAGASAKA

KKR Tohoku Kosai Hospital (Japan)

Masami YOKOGAWA

Kanazawa University (Japan)

Megumi KODAIRA

International University of Health and Welfare  
Graduate School (Japan)

Misa MIURA

Tsukuba University of Technology (Japan)

Moonjung KIM

Korea Labor Force Development Institute for the  
aged (Korea)

Shuko SAIKI

Tohoku Fukushi University (Japan)

Suguru HARADA

Tohoku University (Japan)

Takayuki KAWAMURA

Tohoku Fukushi University (Japan)

Yoko GOTO

Sapporo Medical University (Japan)

Yongdeug KIM

Sung Kong Hoe University (Korea)

Yoshiko OGAWA

Teikyo University (Japan)

Youngaa RYOO

National Assembly Research Service: NARS  
(Korea)

Yuichiro HARUNA

National Institute of Vocational Rehabilitation  
(Japan)

Yuko SAKAMOTO

Fukushima Medical University (Japan)

Yuko SASAKI

Sendai Shirayuri Women's College (Japan)

### EDITORIAL STAFF

#### EDITORIAL ASSISTANTS

Haruna TERUYA University of the Ryukyus (Japan)

Natsuki YANO University of the Ryukyus (Japan)

as of April 1, 2023

## TOTAL REHABILITATION RESEARCH

VOL.11 JUNE 2023

© 2023 Asian Society of Human Services

Presidents | Masahiro KOHZUKI & Sunwoo LEE

Publisher | Asian Society of Human Services  
#303, Kokusaiboueki Bld.3F, 3-3-1, Buzenda-cho, Shimonoseki, Yamaguchi, 750-0018, Japan  
E-mail: ash201091@gmail.com

Production | Asian Society of Human Services Press  
#303, Kokusaiboueki Bld.3F, 3-3-1, Buzenda-cho, Shimonoseki, Yamaguchi, 750-0018, Japan  
E-mail: ash201091@gmail.com

TOTAL REHABILITATION RESEARCH  
VOL.11 JUNE 2023

## CONTENTS

### ORIGINAL ARTICLE

---

Current Status and Issues of Research on Severe Behavioral Disorder in Japan

Kurea KINJO et al. 1

### SHORT PAPERS

---

Issues in the Implementation of Employment Assessments in the Decision-making Process for the Provision of Employment-related Welfare Services for Persons with Disabilities

Kazuaki MAEBARA. 25

Relationship Between Physical Activity and Health-related Quality of Life for Community-dwelling Older Adults

Yuji MARUYAMA. 37

### REVIEW ARTICLE

---

Examination of the Constituent Elements of the Concept of Autonomy and Independence for Persons with Disabilities in Japan  
-Focusing on Japanese Papers and Materials from Government Agencies-

Shotaro MIWA et al. 46